

特定油防除資材備付状況報告書（船舶所有者用）

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第38条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

船舶所有者 氏名（名称） _____
 住所（所在地） _____ Tel _____
 代理人 勤務先・氏名 _____
 勤務先所在地 _____ Tel _____

1 報告の種類		事実が発生した日		平成 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 備付け	<input type="checkbox"/> 変更				

2 船舶の要目等			
船舶番号(又は信号符号)		船名	
総トン数	トン	航行区域	
主な航路			
貨物として積載する特定油の種類及び量			kℓ

3 防除資材の所要数量・所要処理数量			
オイルフェンス	算出基準	<input type="checkbox"/> 船舶の長さ m 所要割合 長さの1.5倍	所要数量 m
		<input type="checkbox"/> 船舶の総トン数 (所要数量は裏面参照)	
油処理剤・油吸着材・油ゲル化剤	想定排出量 kℓ	所要割合 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> 2割	所要処理数量 kℓ

4 備付防除資材						
資材の種類	商品名	備付場所	数量	処理能力	処理数量	合計
オイルフェンス	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			
	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			① m
油処理剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	② kℓ
			ℓ	倍	ℓ	
油吸着材			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	③ kℓ
			Kg	倍	ℓ	
油ゲル化剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	④ kℓ
			ℓ	倍	ℓ	
オイルフェンスの長さの合計 (①)						m
油処理剤、油吸着材及び油ゲル化剤の処理数量の合計 (②+③+④)						kℓ

5 添付書類	
防除資材の備付けを他の者に委託している場合は、当該委託契約書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし

記入要領

- (1) 備付義務の対象となる船舶について、1隻につき1枚作成する。
- (2) 1の報告の種類は、該当する報告の種類にレ印(×印も可。以下同じ。)を記入する。
- (3) 複数の船舶を所有する場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(以下「規則という。」)別表第二備考2に留意すること。
- (4) 3のオイルフェンスの所要数量は、表1を参照の上、算出基準のうち「船舶の長さ」と「船舶の総トン数」の該当する方にレ印を記入する。「船舶の長さ」に該当する場合、船舶国籍証書に記載された長さを記入し、1.5倍を乗じた長さを所要数量の欄に記入すること。「船舶の総トン数」に該当する場合、表1を参照の上、表3～5のいずれかから該当する長さを選択し、所要数量の欄に記入すること。
- (5) 3の想定排出量は、表2から該当する想定排出量を選択の上記載し、所要割合は、表1を参照の上該当する方にレ印を記入するとともに、想定排出量に所要割合を乗じた数量を所要処理数量の欄に記入すること。

表1 規則別表第二(概要)

総トン数500トン以上の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を当該船舶又は随伴船内に備え付けるもの		総トン数500トン未満の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を当該船舶又は随伴船内に備え付けるもの		規則第33条の6第1号の海域(※1)内を航行中の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を備付基地に備え付けるもの		規則第33条の6第2号から第5号までに掲げる海域(※2)内を航行中の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を備付基地(1時間以内に到達可能な場所に限る)に備え付けるもの		規則第33条の6第2号から第5号までに掲げる海域(※2)内を航行中の船舶の船舶所有者であって、特定油防除資材を備付基地(2時間以内に到達可能な場所に限る(1時間以内に到達可能な場合を除く)に備え付けるもの	
オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスA又はB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
当該船舶の長さの 1.5倍 の長さ	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の 1割 に相当するB重油を処理するために必要な量	当該船舶の長さの 1.5倍 の長さ	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の 1割 に相当するB重油を処理するために必要な量	表3のとおり	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量	表4のとおり	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量	表5のとおり	当該船舶の総トン数(表2)に応じ、想定排出量の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量

※1 港則法に基づく港の区域(※2の海域を除く) ※2 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び鹿児島湾(詳細は、規則を確認すること)

表2 総トン数に応じた想定排出量(規則別表第二備考1イ)

総トン数(トン)	200未満	200～500未満	500～1,000未満	1,000～5,000未満	5,000～10,000未満	10,000～50,000未満	50,000～100,000未満	100,000以上
想定排出量(kℓ)	10	15	20	30	70	100	230	320

表3 総トン数に応じたオイルフェンスの所要数量(規則別表第二)

総トン数(トン)	200未満	200～500未満	500～1,000未満	1,000～5,000未満	5,000～10,000未満	10,000～50,000未満	50,000～100,000未満	100,000以上
長さ(m)	200	240	260	300	400	460	600	700

表4 総トン数に応じたオイルフェンスの所要数量(規則別表第二)

総トン数(トン)	200未満	200～500未満	500～1,000未満	1,000～5,000未満	5,000～10,000未満	10,000～50,000未満	50,000～100,000未満	100,000以上
長さ(m)	300	340	360	400	660	800	1,500	2,000

表5 総トン数に応じたオイルフェンスの所要数量(規則別表第二)

総トン数(トン)	200未満	200～500未満	500～1,000未満	1,000～5,000未満	5,000～10,000未満	10,000～50,000未満	50,000～100,000未満	100,000以上
長さ(m)	500	540	580	660	1,000	1,220	2,280	3,000

- (6) 4のオイルフェンスの商品名の欄には、A又はBのうち、該当する方にレ印を記入すること。
- (7) 4の油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤の処理能力は、各資材の取扱説明書等に記載されている処理能力(自重)の倍数)とし、備付数量に乘じた数量を処理数量の欄に記入すること。
- (8) 4の備付場所が、当該船内の場合には「船内」、随伴船内の場合には「随伴船内」と記入し、備付基地の場合には「〇〇港所在の備付基地」等と具体的に記入すること。
- (9) 5に該当する場合は、□添付ありにレ印を記入すること。

特定油防除資材備付状況報告書（油保管施設設置者用）

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第38条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置者 氏名（名称） _____

住所（所在地） _____ TEL _____

1 報告の種類			
<input type="checkbox"/> 備付け	<input type="checkbox"/> 変更	事実が発生した日	平成 年 月 日

2 油保管施設の名称等			
名称		用途	
所在地			
保管する特定油の種類及び量	kℓ		

3 防除資材の所要数量・所要処理数量			
オイルフェンス	保管可能な特定油の数量	kℓ	所要数量 m
油処理剤・油吸着材・油ゲル化剤	想定排出量	kℓ	所要割合 2割 所要処理数量 kℓ

4 備付防除資材						
資材の種類	商品名	備付場所	数量	処理能力	処理数量	合計
オイルフェンス	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			
	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			① m
油処理剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	② kℓ
油吸着材			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	③ kℓ
油ゲル化剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	④ kℓ
オイルフェンスの長さの合計 (①)						m
油処理剤、油吸着材及び油ゲル化剤の処理数量の合計 (②+③+④)						kℓ

5 添付書類	
防除資材の備付けを他の者に委託している場合は当該委託契約書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし

記入要領

- (1) 備付義務の対象となる油保管施設について、1施設つき1枚作成する。
- (2) 1の報告の種類は、該当する報告の種類の下にレ印(×印も可。以下同じ。)を記入する。
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の3第3号に規定する係留施設の管理者を兼ねる場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(以下「規則という。」)別表第二備考3に留意すること。
- (4) 3のオイルフェンスの所要数量は、保管可能な特定油の数量に応じ、表1を参照の上、表3又は表4から該当する長さを選択し、記入すること。
- (5) 3の想定排出量及び所要割合は、表2から該当する想定排出量を選択の上記入し、所要割合2割を乗じた数量を所要処理数量の欄に記入すること。

表1 規則別表第二(概要)

5万 kℓ以上の量の特定油を保管することができる施設の設置者		5万 kℓ未満の量の特定油を保管することができる施設の設置者	
オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスA又はB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
表3のとおり	当該施設で保管することができる特定油の量に応じ、想定排出量(表2)の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量	表4のとおり	当該施設で保管することができる特定油の量に応じ、想定排出量(表2)の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量

表2 保管量に応じた想定排出量(規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	500～ 1,000 未満	1,000～ 5,000 未満	5,000～ 10,000 未満	10,000～ 50,000 未満	50,000～ 100,000 未満	100,000～ 200,000 未満	200,000～
想定排出量(kℓ)	10	15	20	25	30	40	50

表3 保管量に応じたオイルフェンスの所要数量(規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	50,000～ 100,000 未満	100,000～ 200,000 未満	200,000 以上
長さ(m)	660	840	1,000

表4 保管量に応じたオイルフェンスの所要数量(規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	1,000 未満	1,000～ 5,000 未満	5,000～ 10,000 未満	10,000～ 50,000 未満
長さ(m)	200	300	360	460

- (6) 4のオイルフェンスの商品名の欄には、A又はBのうち、該当する方の下にレ印を記入すること。
- (7) 4の油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤の処理能力は、各資材の取扱説明書等に記載されている処理能力(自量(自重)の倍数)とし、備付数量に乗じた数量を処理数量の欄に記入すること。
- (8) 4の備付場所は、「施設内油防除資材庫」等と具体的に記入すること。
- (9) 5に該当する場合は、添付ありにレ印を記入すること。

特定油防除資材備付状況報告書（係留施設管理者用）

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第38条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理者 氏名（名称） _____

住所（所在地） _____ TEL _____

1 報告の種類			
<input type="checkbox"/> 備付け	<input type="checkbox"/> 変更	事実が発生した日	平成 年 月 日

2 係留施設の名称等			
名称	所在地	用途	係留可能な最大船舶の総トン数
			トン
			トン
			トン
			トン
			トン

3 防除資材の所要数量・所要処理数量			
オイルフェンス	係留可能な最大船舶の長さ	m	所要割合 最大船舶の長さの1.5倍
油処理剤・油吸着材・油ゲル化剤	想定排出量	kℓ	所要割合 2割
			所要数量 m
			所要処理数量 kℓ

4 備付防除資材						
資材の種類	商品名	備付場所	数量	処理能力	処理数量	合計
オイルフェンス	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			
	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			① m
油処理剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	② kℓ
油吸着材			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	③ kℓ
油ゲル化剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	④ kℓ
オイルフェンスの長さの合計 (①)						m
油処理剤、油吸着材及び油ゲル化剤の処理数量の合計 (②+③+④)						kℓ

5 添付書類	
防除資材の備付けを他の者に委託している場合は当該委託契約書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし

記入要領

- (1) 備付義務の対象となる係留施設について、原則として1施設につき1枚作成する。(ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(以下「規則という。」)別表第二備考4及び備考5に該当する場合はこの限りでない。)
- (2) 1の報告の種類は、該当する報告の種類の□にレ印(×印も可。以下同じ。)を記入する。
- (3) (1)のただし書きに該当する場合は、規則別表第二備考4及び備考5に留意し、該当する係留施設を全て2の欄に記入すること。
- (4) 3のオイルフェンスの所要数量は、表1を参照の上、係留可能な最大の船舶の長さの1.5倍を乗じた数量を記入すること。
- (5) 3の想定排出量は、表2から該当する想定排出量を選択の上記入し、所要割合2割を乗じたものを所要処理数量の欄に記入すること。

表1 規則別表第二(概要)

総トン数1万トン以上の船舶を係留することができる係留施設の管理者		総トン数1万トン未満の船舶を係留することができる係留施設の管理者	
オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスA又はB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
当該係留施設に係留することができる最大の船舶の長さの 1.5倍 の長さ	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の総トン数(下表)に応じ、想定排出量の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の長さの 1.5倍 の長さ	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の総トン数(下表)に応じ、想定排出量の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量

表2 総トン数に応じた想定排出量(規則別表第二備考1イ)

総トン数(トン)	200未満	200～500未満	500～1,000未満	1,000～5,000未満	5,000～10,000未満	10,000～50,000未満	50,000～100,000未満	100,000以上
想定排出量(kℓ)	10	15	20	30	70	100	230	320

- (6) オイルフェンスの商品名の欄には、A又はBのうち、該当する方の□にレ印を記入すること。
- (7) 4の油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤の処理能力は、各資材の取扱説明書等に記載されている処理能力(自量(自重)の倍数)とし、備付数量に乗じた数量を処理数量の欄に記入すること。
- (8) 4の備付場所は、「○○岸壁第○号上屋内」等と具体的に記入すること。
- (9) 5に該当する場合は、□添付ありにレ印を記入すること。

特定油以外の油・有害液体物質防除資材備付状況報告書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第38条第7項の規定に基づき、次のとおり報告します。

船舶所有者 氏名(名称) _____
 住所(所在地) _____ Tel _____
 代理人 勤務先・氏名 _____
 勤務先所在地 _____ Tel _____

1 報告の種類			
<input type="checkbox"/> 備付け	<input type="checkbox"/> 変更	事実が発生した日	平成 年 月 日

2 船舶の要目等			
船舶番号(又は信号符字)		船名	
総トン数	トン	航行区域	
主な航路			
貨物として積載する油又は有害液体物質の種類及び量	(種類)	(数量)	k θ

3 所要防除資材等		※裏面参照	
<input type="checkbox"/> 測定装置			
<input type="checkbox"/> 放水船			
<input type="checkbox"/> オイルフェンス	船舶の長さ m	必要数量	m (船舶の長さの1.5倍)
<input type="checkbox"/> 油回収装置等			

4 備付防除資材等			
資材の種類等	品(船)名又は防除要員の氏名等	備付(配備)場所等	数量(人数)
測定装置			式
放水船	(放水能力 θ /毎分)		隻
オイルフェンス			m
油回収装置等			式
防除要員	(氏名) (生年月日) 海技免状の写し、甲種危険物等取扱責任者の係る講習修了証明書の写し、登録消防講習及び登録学科講習修了証明書の写しを添付すること。		名

5 添付書類	
防除資材の備付け等を他の者に委託している場合は、当該委託契約書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし

記入要領

- (1) 備付義務の対象となる船舶について、1隻につき1枚作成する。
- (2) 1の報告の種類は、該当する報告の種類にレ印(×印も可。以下同じ。)を記入する。
- (3) 3の所要防除資材の欄は、表を参照の上、該当する資材等の口にレ印を記入すること。

表

性 状 の 区 分			資 材 及 び 機 械 器 具
比 重	摂氏二十度における蒸気圧 (キロパスカル)	百グラムの水に対する溶解度 (グラム)	
一・〇一〇未満	二・六七以上	/	排出された油又は有害液体物質から発生するガスの濃度を測定するための装置(以下この条において「測定装置」という。)及び毎分一千リットル以上の放水能力を有する船舶(以下この条において「放水船」という。)
		一以上	測定装置及び放水船
一・〇一〇以上 一・〇二七未満	/	/	測定装置、放水船、オイルフェンスA及び油回収装置等
一・〇二七以上	/	一未満	測定装置、放水船、オイルフェンスA及び油回収装置等
		一以上	測定装置及び放水船

法第39条の5の規定により船舶所有者が備え付けておかなければならない資材及び配備しておかなければならない機械器具の数量は、測定装置にあつては一式以上、放水船にあつては一隻以上、オイルフェンスAにあつては当該船舶の長さの一・五倍以上の長さ、油回収装置等にあつては一式以上とする。

- (4) 3のオイルフェンスの欄には、船舶国籍証書に記載された「船舶の長さ」を記入し、1.5を乗じた長さを必要数量の欄に記入すること。
- (5) 4の放水船の欄には当該放水船の放水能力を記入すること。
- (6) 4の防除要員の欄には、確保している要員の氏名及び生年月日を記入し、
 - ・受有する海技免状の写し
 - ・甲種危険物等取扱責任者の係る講習の修了証明書の写し
 - ・登録消防講習及び登録学科講習の修了証明書の写し
 を添付すること。
 また、確保している人数は、対象船へ速やかに到着することのできる要員及びその補助者の合計を記入すること。
- (7) 4の備付(配備)場所が、備付基地の場合は「〇〇港所在の備付基地」等と具体的に記入すること。
- (8) 5に該当する場合は、□添付ありにレ印を記入すること。
- (9) 記入に際し、欄内に記載できない場合等には、別紙に記載し添付すること。

※詳細は規則を確認すること。